TRANSACTION

第30期
定時株主総会
招集ご通知

平成27年９月１日～平成28年８月31日

開催日時 平成28年11月29日（火曜日）午前10時

受付開始午前9時30分

開催場所 東京都渋谷区渋谷四丁目４番25号
青学会館アイビーホール　２階ミルトス

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議 案

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

目　次

- 第30期定時株主総会招集ご通知　1
- 株主総会参考書類　2
- 事業報告　19
- 連結計算書類　43
- 計算書類　46
- 監査報告書　49
- ご参考　53

株式会社トランザクション

証券コード：7818

（証券コード 7818）
平成28年11月11日

東京都渋谷区渋谷三丁目28番13号
株式会社トランザクション
代表取締役社長 石川 諭

株主各位

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年11月28日（月曜日）午後7時00分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。　敬　具

記

1. 日　　時　平成28年11月29日（火曜日）　午前10時

2. 場　　所　東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号　青学会館アイビーホール　2階 ミルトス
（末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項
1．第30期（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第30期（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案　監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第6号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

インターネットの開示について

◎本招集ご通知の添付書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の定めに基づき、当社ホームページ（http://www.trans-action.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
なお、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人及び監査役の監査対象となっております。
◎株主総会参考書類、事業報告並びに連結計算書類及び計算書類の記載事項に関し、修正の必要が生じた場合は、修正内容を当社ホームページ（http://www.trans-action.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎本定時株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、当社ホームページ（http://www.trans-action.co.jp/）に掲載させていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）当社は、当社グループの継続的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

今般、当社グループの経営に関する透明性、客観性を高めるとともに、取締役会の監督機能の強化を一層推し進めるべく、取締役に対する監督・監査を担う監査等委員である取締役が取締役会に参画し、議決権を行使することとなる監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

（２）業務執行を行う取締役について、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、その任務を怠ったことにより当社に生じた損害を賠償する責任を取締役会決議によって減免することができる旨の規定を新設するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

（３）改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第28条の一部を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

（４）その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線箇所は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　＜条文省略＞	第１条～第３条　＜現行どおり＞
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 ＜削除＞ （３）会計監査人
第５条　＜条文省略＞	第５条　＜現行どおり＞
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第11条　＜条文省略＞	第６条～第11条　＜現行どおり＞
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第17条　＜条文省略＞	第12条～第17条　＜現行どおり＞
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会ならびに監査等委員会
（員数） 第18条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。
＜新設＞	２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（選任方法） 第19条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（選任方法） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
２．＜条文省略＞	２．＜現行どおり＞
３．＜条文省略＞	３．＜現行どおり＞
＜新設＞	４．補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現行定款	変更案
（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第20条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
＜新設＞	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
＜新設＞	３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第21条～第22条　＜条文省略＞	第21条～第22条　＜現行どおり＞
＜新設＞	（常勤の監査等委員） 第23条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
＜新設＞	（監査等委員会の招集通知） 第25条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
	２．監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

現行定款	変更案
第24条　＜条文省略＞	第26条　＜現行どおり＞
＜新設＞	（取締役への委任） 第27条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第25条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
＜新設＞	（監査等委員会の議事録） 第29条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第26条　＜条文省略＞	第30条　＜現行どおり＞
＜新設＞	（監査等委員会規則） 第31条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第32条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現行定款	変更案
（社外取締役の責任免除） 第28条　＜新設＞ 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1000万円以上であらかじめ定めた金額または法令の規定する額のいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第33条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第５章　監査役および監査役会	＜削除＞
（員数） 第29条　当会社の監査役は、５名以内とする。	＜削除＞
（選任方法） 第30条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。	＜削除＞
２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜削除＞
（任期） 第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	＜削除＞
２．任期の前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	＜削除＞

現行定款	変更案
（常勤の監査役） 第32条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	＜削除＞
（監査役会の招集通知） 第33条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	＜削除＞
２．監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	＜削除＞
（監査役会の決議の方法） 第34条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	＜削除＞
（監査役会の議事録） 第35条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	＜削除＞
（監査役会規則） 第36条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	＜削除＞
（報酬等） 第37条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	＜削除＞

現行定款	変更案
（社外監査役の責任免除） 第38条　当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく賠償責任の限度額は、1000万円以上であらかじめ定めた金額または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。	＜削除＞
第６章　会計監査人 第39条～第41条　＜条文省略＞	第５章　会計監査人 第34条～第36条　＜現行どおり＞
（会計監査人の報酬等） 第42条　会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第37条　会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計算 第43条～第46条　＜条文省略＞	第６章　計算 第38条～第41条　＜現行どおり＞

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますとともに、現在の取締役６名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第１号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。



生年月日	昭和36年10月13日生
所有する当社株式の数	5,216,700株

1 石川（いしかわ）　諭（さとし）

略歴、地位及び担当

昭和59年　４月　㈱ジュン入社
昭和62年　１月　当社設立、代表取締役社長（現任）
平成20年　５月　㈱Ｔ３デザイン　取締役会長（現任）
　　11月　㈱トランス　取締役会長（現任）
　　㈱トレードワークス　取締役会長（現任）
平成22年　４月　㈱クラフトワーク　取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

㈱トランス　取締役会長
㈱トレードワークス　取締役会長
㈱クラフトワーク　取締役会長
㈱Ｔ３デザイン　取締役会長

取締役候補者とした理由

石川諭氏は、当社の創業者として当社設立時から代表取締役を務め、時代の先を読む視点を持って当社及び当社グループをリードしてきました。同氏は、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社グループ全体の企業価値向上に資するべく役割を務めており、当社取締役として適任であると判断したため、選任いたしました。



生年月日	昭和40年４月９日生
所有する当社株式の数	15,400株

2 北山 善也（きたやま よしなり）

略歴、地位及び担当

昭和63年　４月　野村證券㈱入社
平成27年　６月　当社入社　執行役員社長室長
平成27年 11月　当社　取締役経理部・経営企画部・総務部・財務部・システム部担当
平成28年　９月　当社　取締役経理部・経営企画部・総務部・システム部担当（現任）

取締役候補者とした理由

北山善也氏は、平成27年11月に取締役に就任し、当社及び当社グループの総務・経理・システム・経営企画などの管理部門を率い、強いリーダーシップを発揮しております。同氏は、前職を含めた長年の経験により、これらの管理部門全般の統括にかかる豊富な見識、実績を有しており、当社取締役として適任であると判断したため、選任いたしました。



生年月日	昭和31年７月15日生
所有する当社株式の数	55,000株

3 細田 和明（ほそだ かずあき）

略歴、地位及び担当

昭和56年　４月　㈱丸井入社
平成18年　３月　当社入社　営業本部長
　　９月　当社　執行役員営業本部長
平成19年　８月　当社　取締役（現任）
　　㈱トランス　取締役営業本部長
平成20年　１月　同社　代表取締役社長（現任）
平成21年　７月　㈱トレードワークス　取締役（現任）

重要な兼職の状況

㈱トランス　代表取締役社長
㈱トレードワークス　取締役

取締役候補者とした理由

細田和明氏は、平成19年８月に取締役に就任し、併せて当社グループの主要事業会社である株式会社トランスを代表取締役として率い、強いリーダーシップを発揮しております。同氏は、長年の経験により、グループ企業経営及び事業会社の運営にかかる豊富な見識、実績を有しており、当社取締役として適任であると判断したため、選任いたしました。



生年月日	昭和40年10月24日生
所有する当社株式の数	90,300株

4 千葉 啓一（ちば けいいち）

略歴、地位及び担当

平成元年 10月 ㈱ナムコ（現㈱バンダイナムコエンターテインメント）入社
平成13年 10月 当社入社　企画課長
平成15年 6月 ㈱トレードワークス　営業部長
平成17年 9月 同社　執行役員営業本部長
平成19年 7月 同社　取締役事業本部長
8月 当社　取締役（現任）
㈱トランス　取締役（現任）
平成20年 1月 ㈱トレードワークス　代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

㈱トレードワークス　代表取締役社長
㈱トランス　取締役

取締役候補者とした理由

千葉啓一氏は、平成19年8月に取締役に就任し、併せて当社グループの主要事業会社である株式会社トレードワークスを代表取締役として率い、強いリーダーシップを発揮しております。同氏は、長年の経験により、グループ企業経営及び事業会社の運営にかかる豊富な見識、実績を有しており、当社取締役として適任であると判断したため、選任いたしました。



生年月日	昭和37年2月4日生
所有する当社株式の数	2,300株

5 古田 利雄（ふるた としお）

略歴、地位及び担当

平成3年 4月 弁護士登録（東京弁護士会）
篠崎芳明法律事務所入所
平成5年 4月 古田利雄法律事務所（現弁護士法人クレア法律事務所）設立
代表弁護士（現任）
平成26年 11月 当社　社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

弁護士法人クレア法律事務所　代表弁護士

社外取締役候補者とした理由

古田利雄氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な知識と経験等を基に、当社の経営を監督していただくと共に、経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくことを期待するためであります。なお、同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、前記の観点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

（注）1．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
なお、当社は候補者古田利雄氏が代表弁護士である弁護士法人クレア法律事務所と法律顧問契約を締結しておりましたが、当該契約は平成28年８月31日をもって解約いたしました。当該契約に基づき平成27年９月１日から平成28年８月31日の間に支払った顧問報酬は、当社及び同事務所それぞれの年間売上高対比、僅少であります。
2．候補者古田利雄氏は、社外取締役候補者であります。
3．当社は、候補者古田利雄氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本総会において同氏が社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4．候補者古田利雄氏の当社の社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもって２年であります。
5．当社は、現行定款第28条において、社外取締役との間に、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は、候補者古田利雄氏との間で、現に、当該責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円と会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
6．当社は、第１号議案定款一部変更の件のご承認を条件として、変更後定款第33条第２項において、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めていることから、これに基づき、候補者古田利雄氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円と会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。また、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第１号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



生年月日	昭和27年９月21日生
所有する当社株式の数	0株

1 佐々木（ささき） 稔郎（としろう）

略歴、地位

昭和51年　４月　麒麟麦酒㈱（現キリンホールディングス㈱）入社
平成19年　３月　キリンホールディングス㈱　執行役員
平成20年　３月　キリンアグリバイオ㈱　代表取締役社長
平成22年　３月　キリン物流㈱　常勤監査役
平成23年　６月　㈱白元　監査役
平成25年　11月　当社　常勤監査役（現任）
㈱トランス　監査役（現任）
㈱トレードワークス　監査役（現任）
上海多来多貿易有限公司　監事（現任）

重要な兼職の状況

㈱トランス　監査役
㈱トレードワークス　監査役
上海多来多貿易有限公司　監事

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

佐々木稔郎氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、企業経営者及び監査役としての豊富な経験等に基づき、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただくことにより、当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待するためであります。



生年月日	昭和35年４月２日生
所有する当社株式の数	3,900株

2 富田（とみた） 直也（なおや）

略歴、地位

平成３年 10月　中央新光監査法人入所
平成９年　７月　富田公認会計士事務所開所　所長
平成20年　３月　当社　監査役（現任）
平成20年　７月　ビーエー東京監査法人（現UHY東京監査法人）
　　代表社員（現任）
平成23年　８月　UHY税理士法人　代表社員（現任）

重要な兼職の状況

UHY東京監査法人　代表社員
UHY税理士法人　代表社員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

富田直也氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験等に基づき、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただくことにより、当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待するためであります。なお、同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、前記の観点から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。



生年月日	昭和31年５月12日生
所有する当社株式の数	0株

3 金田（かねだ） 政則（まさのり）

略歴、地位

昭和54年　４月　日本開発銀行（現㈱日本政策投資銀行）入行
平成16年　４月　同行　国際・協力部審議役
　　７月　同行　管理部長
平成17年　４月　同行　信用リスク管理部長
平成18年　４月　同行　法務部長兼上席審議役付審議役（監査部長）
平成19年　６月　㈱東京臨海ホールディングス　常務取締役
平成27年　６月　新都市センター開発㈱　常務取締役（現任）
平成27年 11月　当社　監査役（現任）

重要な兼職の状況

新都市センター開発㈱　常務取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

金田政則氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、銀行員及び企業経営者としての豊富な経験等に基づき、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただくことにより、当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待するためであります。

（注）1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、候補者佐々木稔郎氏、富田直也氏及び金田政則氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本総会において各氏が社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、現行定款第38条において、社外監査役との間に、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は、候補者佐々木稔郎氏、富田直也氏及び金田政則氏との間で、現に、当該責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円と会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
5. 当社は、第１号議案定款一部変更の件のご承認を条件として、変更後定款第33条第２項において、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めていることから、これに基づき、候補者佐々木稔郎氏、富田直也氏及び金田政則氏の選任が承認された場合、各氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円と会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。また、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第１号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



佐久間（さくま） 幸司（こうじ）

略歴、地位

平成４年　４月　キヤノン㈱入社
平成13年　４月　司法研修所入所
平成14年 10月　弁護士登録（第一東京弁護士会）
　　ユアサハラ法律特許事務所入所
平成18年　２月　櫻井・佐久間法律事務所入所
平成23年　９月　半蔵門総合法律事務所入所（現任）

重要な兼職の状況

弁護士（半蔵門総合法律事務所）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

佐久間幸司氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士として培われた専門的な知識・経験を、当社の監査に反映していただくためであり、同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務を専門としており、企業経営に関する十分な見識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

生年月日	昭和45年１月28日生
所有する当社株式の数	0株

（注）１．候補者佐久間幸司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．候補者佐久間幸司氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
３．当社は、第１号議案定款一部変更の件のご承認を条件として、変更後定款第33条第２項において、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めていることから、これに基づき、候補者佐久間幸司氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円と会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成19年７月９日開催の臨時株主総会において年額２億円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額２億円以内（うち社外取締役分は年額２千万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は６名（うち社外取締役１名）でありますが、第１号議案「定款一部変更の件」及び第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名（うち社外取締役１名）となります。

本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第１号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額５千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第１号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第１号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

以　上

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、緩やかな景気回復の動きが見られたものの、中国をはじめとするアジア新興国の景気減速懸念に加え、英国のＥＵ離脱決定により金融市場が混乱し円高・株安が進行するなど、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと、当社グループは、「成長戦略・効率化戦略・経営基盤強化」を基本方針として掲げ、魅力ある新製品の開発や新規事業の拡大、製造原価の低減などに取り組んでまいりました。

販売面では、エンタテイメント業界やアミューズメント業界などの主力顧客への営業活動に注力いたしました。キャラクターコンテンツを使用した物販品の受注拡大に努めるとともに、製品提供のみに留まらず、キャンペーン窓口対応や特設ＷＥＢサイトの作成などセールスプロモーション全般におけるトータルソリューション型営業を強化いたしました。また、オリジナル雑貨製品では、主力製品であるエコバッグやタンブラー・ボトルが年間を通じて堅調に推移したことに加え、アイテムの拡充を図ったモバイル製品の販売も好調に推移しております。新規事業分野であるＶＡＰＥ（電子タバコ）事業においては、平成28年７月１日に第四号店となる「吉祥寺駅公園口店（南口）」を東京都武蔵野市に出店し、当連結会計年度では計３店舗を新規出店するなど店舗販売の強化に努めました。また、トラベル雑貨製品はＯＥＭ製品の販売が好調に推移したほか、モレスキン事業につきましては、展示会出展などの施策により新規顧客の拡大に努めるとともに、オリジナリティの高い受注生産品の需要を獲得すべく、営業活動を強化いたしました。

生産面では、中国からその他のアジア諸国への生産地移動による製造原価の低減対象を、顧客の要望に応じたカスタムメイド雑貨製品に拡げ、取り扱いアイテムの拡大を推進しております。また、トラベル雑貨製品においては、当社グループ内でのシナジーを活かし仕入調達力の強化を図っております。

この結果、当連結会計年度の売上高は、オリジナル雑貨製品におけるエコバッグ等の主力製品の販売、セールスプロモーションによる販促品やイベント物販品等のカスタムメイド雑貨製品の販売が好

調に推移したことに加え、VAPE事業をはじめとする新規事業についても好調に推移したことにより11,941,676千円（前期比1,689,371千円の増加、16.5％増）、営業利益は、売上高伸長による売上総利益が拡大、販売費及び一般管理費の計画的支出により1,045,209千円（前期比509,705千円の増加、95.2％増）となりました。経常利益は1,030,518千円（前期比504,216千円の増加、95.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は699,095千円（前期比472,529千円の増加、208.6％増）となりました。

販売経路別の販売実績につきましては、VAPE事業の店舗販売・WEB販売、自社製品のWEB販売等、EC事業及び小売り事業の拡大に鑑み、当連結会計年度より販売経路別の分類を下記のとおり変更しております。なお、製品分類別については変更ありません。

販売経路別販売実績

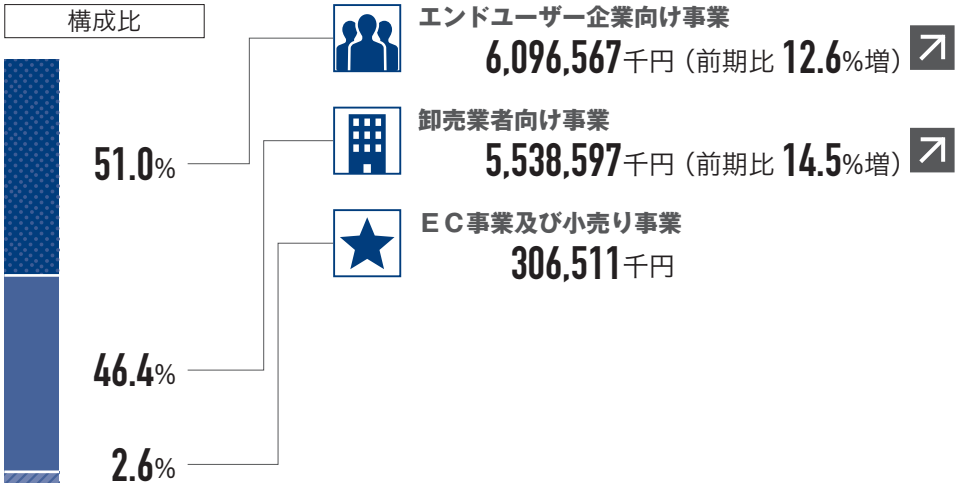

（注）1．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2．EC事業及び小売り事業につきましては、当連結会計年度より分類を開始したため、前期比の増減率はありません。

製品分類別販売実績

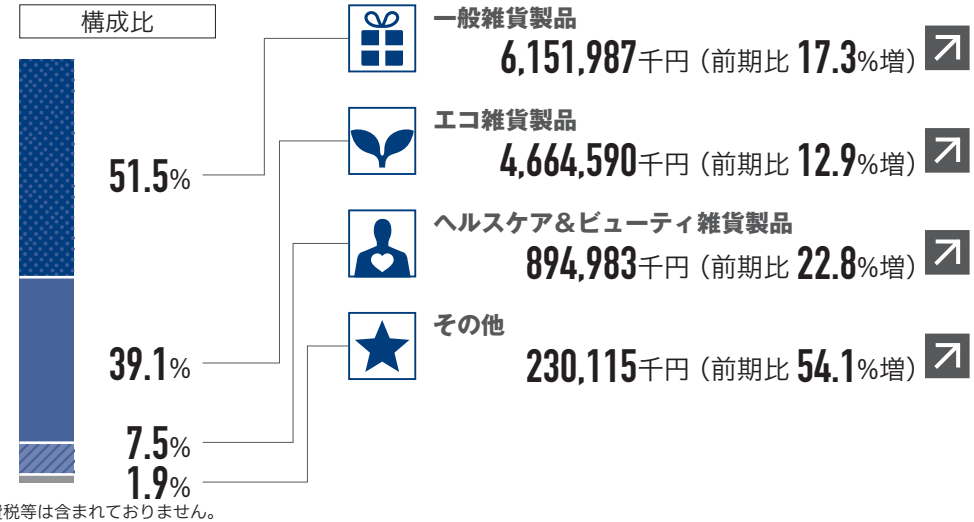

（注）1．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2．一般雑貨製品には、前連結会計年度末に連結子会社とした、株式会社ゴーウェルによるトラベル雑貨製品の売上高３億30百万円が含まれております。
3．その他は、設計・デザインの受託業務、印刷業務等、雑貨製品に該当しないものになります。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等（総額143,714千円）の主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

社内基幹システム、WEB受注システム及びVAPE事業における新設店舗設備

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

特に記載すべきものはありません。

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

特に記載すべきものはありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、長期借入金として250,000千円を借入れ、長期借入金351,943千円及び短期借入金185,000千円を返済しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

① 知名度の向上

当社グループは、長く顧客企業向け雑貨製品の販売を主力事業としており、いわば顧客企業の黒子の役割を担ってまいりました。そのため、当社グループ独自のブランドイメージは薄く、世間一般の知名度は低いものと思われます。しかしながら、VAPE（電子タバコ）事業において都内へ計４店舗の出店を行ったことにより広告塔としての役割も果たすことで、当社グループ製品に対する市場認知度も徐々に向上しつつあるものと思われます。今後も、社会ニーズに合った、またデザイン性・機能性に優れた製品ラインアップをタイムリーに市場投入することで、さらに顧客の信頼を高め、コンシューマープロダクツを提供するメーカーとしての当社グループの知名度向上を図ります。

② 製品生産地の選定

当社グループは、製品製造にあたり、中国をはじめとするアジア諸国のサプライヤーに生産を委託しております。生産委託先サプライヤーのある各国には、政治的・社会的な混乱、自然災害、テロ、紛争、疾病、通貨切り上げ等のカントリーリスクが高い国、地域も存在します。これらの国、地域での生産にあたっては、その地域の特色を把握した上で適切な製品生産地を選定し、製造計画を立てるなどの対応を図るとともに、有事の際の損害を最小にすべく、総合的なリスクマネジメントに注力してまいります。

また、生産委託においては、中国の人件費や原材料費の高騰を背景に、主力製品であるエコバッグ等の縫製製品の生産はアジア諸国への生産地移管を完了しておりますが、現在は対象を顧客の要望に応じたカスタムメイド雑貨製品に拡げて、製造原価の低減を図ってまいります。当社グループの特徴である「ファブレス」を最大限に活かすため、中国で培った経験を活かし、良質で安価な製品の生産を図ってまいります。

③ 海外販売市場の開拓

これまで当社グループは、グローバル化を生産拠点の確保を目的として取り組んでまいりました。今後は販売市場の確保といった視点から、インバウンド消費の拡大に向けた販売強化を図るとともに、海外ディストリビューターの開拓を進め、海外市場の拡大を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、当社グループへの一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

		第27期 (平成25年8月期)	第28期 (平成26年8月期)	第29期 (平成27年8月期)	第30期 (平成28年8月期) (当連結会計年度)
売上高	(千円)	9,445,948	10,119,829	10,252,304	11,941,676
経常利益	(千円)	725,042	630,759	526,301	1,030,518
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	439,205	388,075	226,565	699,095
1株当たり当期純利益	(円)	69.34	30.27	18.01	55.26
総資産	(千円)	4,923,832	5,263,042	5,293,250	5,974,684
純資産	(千円)	2,599,400	2,857,321	2,984,529	3,498,176

(注) 1. 当社は、平成25年4月30日を基準日、平成25年5月1日を効力発生日として、普通株式1株を2株に分割しております。第27期の1株当たり当期純利益は、第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
2. 当社は、平成27年7月31日を基準日、平成27年8月1日を効力発生日として、普通株式1株を2株に分割しております。第29期の1株当たり当期純利益は、第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

売上高(千円)

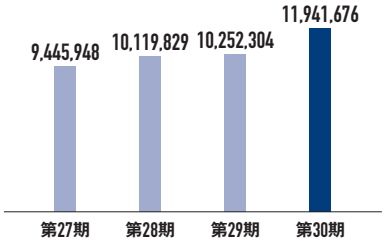

経常利益(千円)

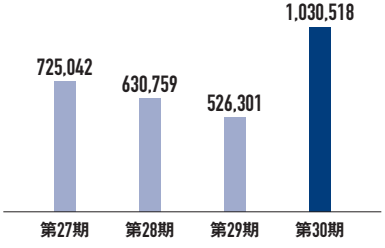

親会社株主に帰属する当期純利益(千円)

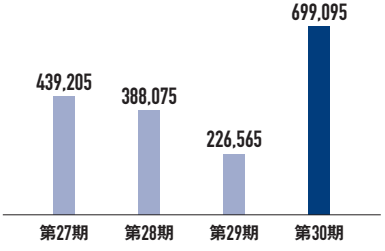

総資産(千円)

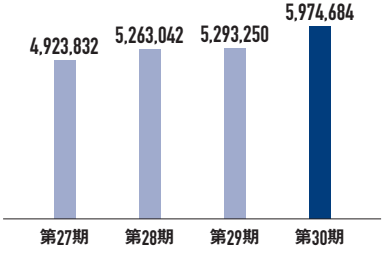

純資産(千円)

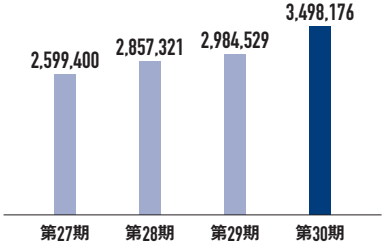

(10) 重要な親会社及び子会社の状況 (平成28年８月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	所在地	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社トランス	90,000千円	東京都 渋谷区	100%	個々の顧客の要望によるオーダーメイドの受注生産製品を主にエンドユーザーへ直接販売を行うファブレスメーカー
株式会社トレードワークス	90,000千円	東京都 渋谷区	100%	自社で企画する見込生産製品を主に卸売業者へ販売を行うファブレスメーカー
株式会社クラフトワーク	50,000千円	埼玉県 越谷市	100%	国内の製品の印刷、加工、検品、アッセンブリー及び物流手配業務
株式会社Ｔ３デザイン	30,000千円	東京都 渋谷区	100%	グループ内外のグラフィック、プロダクツ、ＷＥＢデザイン及び製品開発業務
株式会社ゴーウェル	10,000千円	京都府 京都市	100%	自社で企画するトラベル雑貨の見込生産製品を主に卸売業者へ販売を行うファブレスメーカー
Trade Works Asia Limited	US$1,426,000	中国 香港	100%	海外販売業務並びにアジア圏における生産品質管理及び貿易業務
上海多来多貿易有限公司	5,187,185人民元	中国 上海市	100% (100%)	中国圏における生産品質管理及び貿易業務

(注) 1. 株式会社トレードワークスと株式会社ゴーウェルは、平成28年９月１日付で株式会社トレードワークスを存続会社として合併し、株式会社ゴーウェルは解散いたしました。
2. 上海多来多貿易有限公司は、平成28年４月27日付で3,566,035人民元の減資を実施いたしました。
3. 当社の議決権比率欄の(　)内の数字は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で記載しております。

(11) 主要な事業内容 (平成28年８月31日現在)

当社グループは、ファブレスメーカーとして、一般雑貨製品、エコ雑貨製品、ヘルスケア＆ビューティ雑貨製品の企画・デザインから製造・品質管理・販売までの一貫した事業を展開しております。

(12) 主要な営業所等 (平成28年8月31日現在)

① 当社

本社	東京都渋谷区

② 子会社

株式会社トランス	本社　東京都渋谷区	株式会社ゴーウェル	本社　京都府京都市
株式会社トレードワークス	本社　東京都渋谷区	Trade Works Asia Limited	本社　中国香港
株式会社クラフトワーク	本社　埼玉県越谷市	上海多来多貿易有限公司	本社　中国上海市
株式会社Ｔ３デザイン	本社　東京都渋谷区		

(13) 従業員の状況 (平成28年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	370名

(注) 上記従業員数には、パートタイマー68名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	24名	平均年齢	42.3歳
前事業年度末比増減	8名減	平均勤続年数	5.9年

(注) 上記従業員数は、就業人員であり、他社への出向者2名及びパートタイマー2名は含んでおりません。

（14）主要な借入先（平成28年８月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	279,800千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	256,137千円
三菱UFJ信託銀行株式会社	139,320千円
日本生命保険相互会社	42,010千円

（注）1. 株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入金残高には、当座貸越契約による短期借入金115,000千円が含まれております。
2. 三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金残高には、従業員持株ESOP信託による借入金124,320千円が含まれております。

（15）その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべきものはありません。

2 会社の株式に関する事項（平成28年８月31日現在）

（1）発行可能株式総数　40,000,000株

（2）発行済株式の総数　12,966,400株

（うち、自己株式の数1,234株）

（注）平成27年９月１日から平成28年８月31日までの間に、発行済株式総数は、新株予約権の行使による新株式の発行により4,800株増加いたしました。

（3）株主数　4,997名

株主分布状況

■	金融機関	2,384,400株（18.39%）
■	証券会社	42,790株（ 0.33%）
■	その他の法人	110,100株（ 0.85%）
■	外国法人・外国人	127,608株（ 0.98%）
■	個人その他	10,300,268株（79.44%）
■	自己株式	1,234株（ 0.01%）

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
石川　諭	5,216,700	40.24
石川　葵	1,032,000	7.96
石川　新	1,032,000	7.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	925,300	7.14
石川　智香子	552,000	4.26
株式会社日本政策投資銀行	386,200	2.98
日本生命保険相互会社	370,000	2.85
トランザクショングループ社員持株会	355,400	2.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口・75698口）	288,500	2.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	117,700	0.91

（注）持株比率は、自己株式（1,234株）を控除して計算しております。なお、自己株式は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口・75698口）が所有する288,500株を除いております。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

（1）新株予約権の内容の概要

特に記載すべきものはありません。

（2）当社役員の新株予約権の保有状況（平成28年８月31日現在）

特に記載すべきものはありません。

（3）当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

特に記載すべきものはありません。

(4) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成28年１月25日開催の取締役会において、当社の取締役及び当社使用人等に対し、当社グループの中長期的な業容の拡大及び企業価値の増大に対する意欲や士気を高めることを目的に、新株予約権（有償ストックオプション）を発行することを決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。

① 新株予約権の内容の概要

名称（発行日）	第２回新株予約権 （平成28年２月23日）
新株予約権の数	2,506個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式　250,600株
新株予約権の払込金額	１個あたり100円
新株予約権の行使に際して払い込むべき１株当たりの金額	563円
新株予約権の行使可能期間	平成29年12月1日 ～平成31年８月31日

② 当社役員の新株予約権の保有状況（平成28年８月31日現在）

1）取締役の新株予約権の保有状況

名称	保有者数	保有数	新株予約権の目的となる株式の数
第２回新株予約権	5名	1,100個	110,000株
（うち社外取締役	1名	20個	2,000株）

2）監査役の新株予約権の保有状況

該当事項はありません。

③ 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

名称	区分	交付者数	交付数	新株予約権の目的となる株式の数
第２回新株予約権	当社使用人	15名	300個	30,000株
	子会社役員及び使用人	70名	1,106個	110,600株

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成28年8月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石川　諭	株式会社トランス取締役会長 株式会社トレードワークス取締役会長 株式会社クラフトワーク取締役会長 株式会社Ｔ３デザイン取締役会長 株式会社ゴーウェル取締役
取締役	中塚莞爾	―
取締役	北山善也	経理部・経営企画部・総務部・財務部・システム部担当
取締役	細田和明	株式会社トランス代表取締役社長 株式会社トレードワークス取締役
取締役	千葉啓一	株式会社トレードワークス代表取締役社長 株式会社トランス取締役 株式会社ゴーウェル代表取締役社長
取締役	古田利雄	弁護士法人クレア法律事務所代表弁護士
常勤監査役	佐々木稔郎	株式会社トランス監査役 株式会社トレードワークス監査役 上海多来多貿易有限公司監事
監査役	富田直也	UHY東京監査法人代表社員 UHY税理士法人代表社員
監査役	金田政則	新都市センター開発株式会社常務取締役

(注) 1. 取締役古田利雄氏は、社外取締役であります。
2. 取締役古田利雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 取締役古田利雄氏は、弁護士の資格を有し、企業法務の分野を専門としており、会社法を中心とした企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役佐々木稔郎、富田直也及び金田政則の各氏は、社外監査役であります。
5. 監査役佐々木稔郎、富田直也及び金田政則の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 監査役富田直也氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役金田政則氏は、銀行員及び企業経営者として、これまでの経歴で培われた豊富な経験・知見を有するものであります。
8. 監査役松嶋隆弘氏は、平成27年11月27日開催の第29期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

（2）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役	6名	68,640千円	（うち社外　1名　3,600千円）
監査役	4名	13,200千円	（うち社外　4名　13,200千円）
合　計	10名	81,840千円	（うち社外　5名　16,800千円）

（注）平成19年7月9日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、また、監査役の報酬限度額は、年額50,000千円以内と決議しております。

（3）責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金10,000千円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

（4）社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏名	地位	他の法人等の重要な兼職の状況	当該兼職先との関係
古　田　利　雄	取締役	弁護士法人クレア法律事務所	当社は弁護士法人クレア法律事務所と法律顧問契約を締結しておりましたが、当該契約は平成28年８月31日をもって解約いたしました。当該契約に基づき平成27年９月１日から平成28年８月31日の間に支払った顧問報酬は、当社及び同事務所それぞれの年間売上高対比、僅少であります。
佐々木　稔　郎	監査役	株式会社トランス 株式会社トレードワークス 上海多来多貿易有限公司	株式会社トランス及び株式会社トレードワークスは当社の子会社であり、上海多来多貿易有限公司は、当社の子会社であるTrade Works Asia Limitedの子会社であります。
富　田　直　也	監査役	UHY東京監査法人 UHY税理士法人	UHY東京監査法人及びUHY税理士法人と当社との間には、特別な関係はありません。
金　田　政　則	監査役	新都市センター開発株式会社	新都市センター開発株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席回数	主な活動状況
古　田　利　雄	取締役	【取締役会】 100％（17／17回）	議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
佐々木　稔　郎	監査役	【取締役会】 100％（17／17回） 【監査役会】 100％（13／13回）	議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
富　田　直　也	監査役	【取締役会】 100％（17／17回） 【監査役会】 100％（13／13回）	議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
金　田　政　則	監査役	【取締役会】 100％（13／13回） 【監査役会】 100％（9／9回）	議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

（注）金田政則氏の取締役会及び監査役会への出席状況は、平成27年11月27日の社外監査役就任後の出席状況となります。

（5）その他役員に関する重要な事項

特に記載すべきものはありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

区分	報酬等の額
公認会計士法第２条第１項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	24,600千円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬の額	－円
合計額	24,600千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、監査証明業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、Trade Works Asia Limited及び上海多来多貿易有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　24,600千円

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

（5）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人に会社法第340条第１項各号のいずれかに該当する事由が認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。また、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会が株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

（6）会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

（7）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制及び運用状況

① 決議の内容の概要

当社は、当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、内部統制システム構築に関する基本方針を定めております。平成27年５月１日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、平成27年６月22日開催の取締役会において改定を行っており、その内容は次のとおりであります。

イ．当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（イ）グループ各社は、職務権限及び業務分掌を明確に定め、組織間・組織内において健全なけん制機能が作用する体制とする。

（ロ）当社グループは、コンプライアンスに関する基本方針、さらに取締役及び使用人の行動規範として「コンプライアンス管理規則」を定め、法令遵守があらゆる企業活動の基本であることを周知徹底する。

（ハ）当社グループは、グループ全体のコンプライアンスに係る重要事項等を審議するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置、運営することとし、必要に応じて取締役及び使用人に対し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

（ニ）当社グループは、コンプライアンス上の問題を自浄作用により、早期に発見・是正するための通報制度として、総務部を窓口とする「コンプライアンス相談窓口」を設置するとともに、当社顧問弁護士を通報窓口とする「コンプライアンス・ヘルプライン」を設置する。

ロ．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報は「文書管理規則」に基づいて、適正に管理・保存する。取締役及び監査役は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。

ハ．当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（イ）当社グループは、業務遂行から生じる様々なリスクへの管理・対応を定めた「リスク管理規則」を制定し、経営の安全性を確保しつつ、あわせて企業価値の増大を追求する。

（ロ）当社グループは、経営・業務に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合には、「危機管理規則」に基づき、対策本部等が危機事態を収拾する。

ニ．当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（イ）「取締役会規則」に基づき、定例の取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、グループ各社の経営計画と諸施策、その進捗状況、さらに事業運営にあたっての重要事項等を報告・審議する機関として、取締役（常勤）及び常勤監査役、並びに子会社の社長、グループ各社の本部長・部室長が出席する経営会議を毎月１回開催する。

（ロ）グループ各社は、それぞれの事業環境を踏まえた中期経営計画、各年度予算を策定し、それぞれの達成すべき目標・課題を明らかにする。

ホ．当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

（イ）当社は、「子会社管理規則」に基づき、当社グループ全体の業務の適正と効率性の確保・向上に努めるとともに、親会社として適切な指導・監督を行う。

（ロ）当社グループ全体のコンプライアンス管理を統括する部門を総務部、リスク管理を統括する部門を経営企画部とし、グループ各社においてこれらに係る適切な諸施策を実施するとともに、グループ各社への必要な指導・支援を行う。

（ハ）内部監査室は「内部監査規則」に基づき、グループ各社の内部監査を行い、その結果を直ちに取締役社長に報告する。あわせて、取締役会及び監査役会あて報告チャンネルが担保されている。

ヘ．当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、監査役の業務補助のため監査役スタッフを配置し、その人事については監査役の同意を得ることとする。当面は、必要に応じて内部監査室スタッフが監査役から監査業務に係る事項の命令を受け、監査役の業務補助を行うものとする。なお、監査役の命令に従事する際は、その内部監査室スタッフは監査役の指揮下にあって、取締役からの独立性を保持する。

ト．当社及び当社子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（イ）監査役は取締役会、経営会議等の経営上重要な会議に出席し、決定事項及び当社グループにとって重要な事項の報告を受ける。

（ロ）取締役及び使用人はグループ各社に重大な影響を及ぼす事項が発生、または発生の恐れがある時、役職員による違法または不正な行為を発見した時、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は、速やかにその内容を監査役に報告するものとする。

（ハ）当社グループは、監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

チ．当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

リ．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（イ）グループ各社の取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深め、その実効性を確保すべく、監査役監査の環境整備に努める。

（ロ）監査役は当社の代表取締役と定期的に意見交換を行うとともに、監査法人及び内部監査室と緊密な連携を図り、適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行に努める。

② 体制の運用状況の概要

イ．コンプライアンス・リスク管理について

コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、年４回の定例開催のほか必要に応じて随時開催することとしております。コンプライアンス・リスク管理委員会では、法令・条例・定款・内部統制システム構築のための基本方針・社則類その他社会一般に求められるルールの遵守をもとに、事業の継続的・安定的発展の確保及びステークホルダーの利益阻害要因の除去、軽減に努めていくことを目的として、以下の事項を展開しております。

（イ）役員・社員に対するコンプライアンス意識の普及、啓発（行動規範・コンプライアンスマニュアルの策定、教育研修計画の策定など）

（ロ）法令違反行為の防止対策の推進

（ハ）反社会的勢力との取引防止対策の推進

（ニ）公益通報者保護管理制度の推進（内部通報についての報告、是正措置、再発防止策の策定など）

（ホ）平常時におけるリスク管理活動の推進（リスクの特定、検証、対応、モニタリングなど）

（ヘ）有事に対する危機管理活動の推進（危機管理体制・緊急時対応計画の策定など）

ロ．取締役の職務執行について

「取締役会規則」に基づき、定例の取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。また、経営会議を毎月１回開催し、当社グループの経営に関する重要事項である業務執行における予算進捗状況の確認を中心に、当社グループの業務執行状況に関する報告及び審議を行い、経営情報の共有と業務執行における効率化を図っております。

ハ．監査役の職務の執行について

定例の監査役会が毎月１回開催され、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の監査を行っております。また監査役は、取締役会及び重要会議への出席や、取締役・社員からの報告聴取など、法律上の権利行使のほか、監査役監査を実施し、取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、会計監査人や内部監査室との連携により、実効性のある監査活動に取り組んでおります。

ニ．内部監査について

「内部監査規則」に基づき、当社及び子会社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び社内規則との準拠性を確認し、誤謬、不正等の防止に努め、経営効率の増進と財産保全に関して経営の総合的観点から助言・勧告を行っております。

（2）株式会社の支配に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」につきましては、特に定めておりません。

（3）取締役会による剰余金配当等の権限行使に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、恒常的な業績向上と業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針としております。

株主の皆様に対する配当金につきましては、将来の事業拡大や収益向上を図るための資金需要及び財務の健全性を考慮したうえで、経営基盤を強化し、配当性向の向上を図る方針です。内部留保及びフリー・キャッシュフローにつきましては、グループ企業の事業基盤強化及び新製品の研究開発、増産体制構築等の投資等に有効活用し、継続的かつ安定的な成長に努めてまいります。

剰余金の配当は、年１回の期末配当を基本的な方針としております。また当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる」旨、及び「中間配当の基準日は毎年２月末日とする」旨を定款に定めております。

なお、当期（平成28年８月期）の剰余金の配当につきましては、上記の方針及び連結業績に鑑み、普通配当を１株当たり14円としております。

（注）本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率については表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（平成28年８月31日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**5,139,343**
現金及び預金	**1,413,797**
受取手形及び売掛金	**1,683,650**
製品	**1,648,403**
貯蔵品	**15,663**
未収入金	**50,761**
繰延税金資産	**112,316**
その他	**222,805**
貸倒引当金	**△8,055**
固定資産	**835,340**
有形固定資産	**216,456**
建物及び構築物	**82,408**
機械装置及び運搬具	**20,779**
土地	**85,297**
その他	**27,970**
無形固定資産	**95,099**
その他	**95,099**
投資その他の資産	**523,784**
敷金及び保証金	**282,454**
繰延税金資産	**108,136**
その他	**141,770**
貸倒引当金	**△8,576**
資産合計	**5,974,684**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**1,837,428**
買掛金	**689,178**
短期借入金	**115,000**
1年内返済予定の長期借入金	**276,448**
未払法人税等	**286,310**
賞与引当金	**95,581**
株主優待引当金	**5,257**
ポイント引当金	**1,531**
その他	**368,121**
固定負債	**639,079**
長期借入金	**325,819**
退職給付に係る負債	**258,126**
資産除去債務	**36,170**
その他	**18,964**
負債合計	**2,476,507**
純資産の部	
株主資本	**3,526,763**
資本金	**312,605**
資本剰余金	**538,817**
利益剰余金	**2,803,999**
自己株式	**△128,659**
その他の包括利益累計額	**△28,835**
繰延ヘッジ損益	**△30,240**
為替換算調整勘定	**27,019**
退職給付に係る調整累計額	**△25,614**
新株予約権	**249**
純資産合計	**3,498,176**
負債・純資産合計	**5,974,684**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（自平成27年９月１日　至平成28年８月31日）

（単位：千円）

科　目	金　額
売上高	11,941,676
売上原価	8,052,120
売上総利益	3,889,556
販売費及び一般管理費	2,844,346
営業利益	1,045,209
営業外収益	9,245
受取利息	316
受取保証料	6,932
その他	1,996
営業外費用	23,936
支払利息	5,243
為替差損	18,093
その他	599
経常利益	1,030,518
特別利益	198
固定資産売却益	196
その他	1
特別損失	1,393
固定資産除却損	1,393
税金等調整前当期純利益	1,029,323
法人税、住民税及び事業税	359,207
法人税等調整額	△28,980
当期純利益	699,095
親会社株主に帰属する当期純利益	699,095

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（自平成27年９月１日　至平成28年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	312,380	538,592	2,221,547	△150,608	2,921,911
当期変動額					
新株の発行	225	225			451
剰余金の配当			△116,643		△116,643
親会社株主に帰属する当期純利益			699,095		699,095
自己株式の取得				△71	△71
自己株式の処分				22,020	22,020
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	225	225	582,452	21,948	604,852
当期末残高	312,605	538,817	2,803,999	△128,659	3,526,763

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△9,157	78,652	△6,878	62,617	－	2,984,529
当期変動額						
新株の発行						451
剰余金の配当						△116,643
親会社株主に帰属する当期純利益						699,095
自己株式の取得						△71
自己株式の処分						22,020
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△21,083	△51,633	△18,736	△91,453	249	△91,204
当期変動額合計	△21,083	△51,633	△18,736	△91,453	249	513,647
当期末残高	△30,240	27,019	△25,614	△28,835	249	3,498,176

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（平成28年８月31日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	1,668,757
現金及び預金	396,674
関係会社預け金	1,020,000
売掛金	66,388
貯蔵品	43
前払費用	38,436
関係会社短期貸付金	61,908
繰延税金資産	3,810
その他	81,496
固定資産	1,529,814
有形固定資産	48,973
建物	34,451
車両運搬具	2,185
工具、器具及び備品	12,335
無形固定資産	57,185
ソフトウエア	56,046
その他	1,138
投資その他の資産	1,423,656
関係会社株式	1,039,580
長期前払費用	13,864
敷金及び保証金	243,642
繰延税金資産	15,067
その他	111,502
資産合計	3,198,571

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	863,485
短期借入金	115,000
1年内返済予定の長期借入金	276,448
未払金	25,193
未払費用	9,453
未払法人税等	875
預り金	4,252
関係会社預り金	413,000
前受収益	6,932
賞与引当金	5,979
株主優待引当金	5,370
その他	981
固定負債	397,556
長期借入金	325,819
退職給付引当金	22,947
資産除去債務	29,826
その他	18,964
負債合計	1,261,042
純資産の部	
株主資本	1,937,280
資本金	312,605
資本剰余金	538,817
資本準備金	222,817
その他資本剰余金	316,000
利益剰余金	1,214,516
利益準備金	2,500
その他利益剰余金	1,212,016
別途積立金	150,000
繰越利益剰余金	1,062,016
自己株式	△128,659
新株予約権	249
純資産合計	1,937,529
負債・純資産合計	3,198,571

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（自平成27年９月１日　至平成28年８月31日）

（単位：千円）

科　目	金　額
営業収益	732,979
営業費用	481,403
営業利益	251,575
営業外収益	13,055
受取利息	5,906
受取保証料	6,932
その他	217
営業外費用	31,739
支払利息	5,739
為替差損	25,988
その他	11
経常利益	232,890
特別利益	1
新株予約権戻入益	1
特別損失	1,382
固定資産除却損	1,382
税引前当期純利益	231,509
法人税、住民税及び事業税	4,260
法人税等調整額	1,734
当期純利益	225,515

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（自平成27年９月１日　至平成28年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	312,380	222,592	316,000	538,592	2,500	150,000	953,144	1,105,644
当期変動額								
新株の発行	225	225		225				
剰余金の配当							△116,643	△116,643
当期純利益							225,515	225,515
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	225	225	—	225	—	—	108,871	108,871
当期末残高	312,605	222,817	316,000	538,817	2,500	150,000	1,062,016	1,214,516

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△150,608	1,806,009	—	1,806,009
当期変動額				
新株の発行		451		451
剰余金の配当		△116,643		△116,643
当期純利益		225,515		225,515
自己株式の取得	△71	△71		△71
自己株式の処分	22,020	22,020		22,020
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			249	249
当期変動額合計	21,948	131,271	249	131,520
当期末残高	△128,659	1,937,280	249	1,937,529

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年10月20日

株式会社トランザクション
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　池田敬二　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　神宮厚彦　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社トランザクションの平成27年９月１日から平成28年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トランザクション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年10月20日

株式会社トランザクション
取 締 役 会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　池 田 敬 二　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　神 宮 厚 彦　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社トランザクションの平成27年９月１日から平成28年８月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年９月１日から平成28年8月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年10月24日

株式会社トランザクション　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　佐々木稔郎㊞

社外監査役　富田直也㊞

社外監査役　金田政則㊞

以　上

ご参考

株主優待制度のご案内

当社は、株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社グループで取り扱っている製品をご理解いただく機会を提供することを目的として株主優待制度を導入しています。

この機会に是非、当社製品をご利用ください。

1. 対象株主様

平成28年8月31日現在の当社株主名簿に記載又は記録された200株（2単元）以上所有の株主の皆様。

2. 株主優待の内容

当社は、デザイン雑貨製品・エコ雑貨製品・ヘルスケア＆ビューティ雑貨製品を扱っており、これらの当社製品群の中から、以下の基準により、1セット3,000円相当の製品をお届けいたします。

平成28年8月31日時点での所有株式数	優待内容
200株未満	株主優待はございません
200株以上1,000株未満	3,000円相当の優待製品4種より1セット
1,000株以上2,000株未満	3,000円相当の優待製品4種より2セット ※同一製品の選択も可
2,000株以上	3,000円相当の優待製品4種より3セット ※同一製品の選択も可

3. お届け時期

平成29年1月中旬を予定しています。

4. その他

優待品の選択につきましては、株主様にはがきにてご意向をお伺いいたします。

なお、優待品は、はがきのご返信をいただいた株主様にのみ送付させていただきます。また、はがきにご指定がない場合や個数の指定をお間違えになられた場合、ご返信いただいた記載内容の判断が難しい場合は、当社において製品選定のうえ、ご所有株式数に応じた個数の優待品を送付させていただきます。

●優待対象製品の詳細

A. マスク4箱セット

風邪やインフルエンザシーズンに大活躍するマスク。日頃の健康管理に欠かせないアイテムだからこそ、安心・信頼できるマスクで万全な対策をしましょう。
当社製品は息苦しくならない立体設計で、細菌や花粉99%カットのフィルターを採用しています。

●【5段プリーツマスク50枚入り（レギュラー）】×2個
●【5段プリーツマスク50枚入り（やや小さめ）】×2個



サイズ（レギュラー）：約 165×90mm
仕　様：50 枚入り
　　BFE99%カット
　　（3㎛ の細菌までカット）



サイズ（やや小さめ）：約 125×80mm
仕　様：50 枚入り
　　BFE99%カット
　　（3㎛ の細菌までカット）

B. 書き込める保存容器6個セット

シリコン製のフタは油性ボールペンで保存日やメッセージを書き込めるとてもユニークな容器です。水や食器洗い用洗剤で洗い流せるので繰り返し使うことができます。シリコン製のフタなので、フタを付けたまま電子レンジで温めが可能です。

●【書き込める保存容器（Ｍ）】×3個
●【書き込める保存容器（Ｓ）】×3個



製品名：書き込める保存容器（M）
カラー：ホワイト、ブルー、イエロー、ピンク
サイズ：約132 ×53 × 132mm
容　量：530ml
仕　様：電子レンジ対応可



製品名：書き込める保存容器（S）
カラー：ホワイト、ブルー、イエロー、ピンク
サイズ：約101 ×53 × 101mm
容　量：270ml
仕　様：電子レンジ対応可

※カラーの選択は当社にお任せください。

C. マイク付イヤホンと本革iPhone6用ケース（もしくはiPhone6 Plus用）

手元のマイクで通話や音楽の操作が可能なマイク付イヤホンで移動中の通信もらくらくハンズフリーとなるイヤホンと、本革にビビッドカラーがスタイリッシュで液晶画面も保護できるブックレット風携帯ケースのセットとなります。

●【マイク付イヤホン】×1個
●【本革iPhone6用ケース（もしくはiPhone6 Plus 用）】×1個



カラー：ブラック、ホワイト
サイズ：イヤーパーツ　27 × 12 × 12mm
　　マイク 37 ×12 × 9mm
　　コード長 約1200mm
仕　様：イヤーピースS/M/L 各2個
　　※Mは本体に装着



カラー：ブラウン × ターコイズ
　　ネイビー × ピンク
　　ブラック × イエロー
サイズ：iPhone6 用/75 × 143 × 14mm
　　iPhone6Plus 用/85 × 165 × 14mm

※カラーの選択は当社にお任せください。
※iPhone6用かiPhone6 Plus用をお選びください。

D. 防災グッズ4点セット

安心と安全は日頃の備えが何よりも大切です。いざという時に備えた防災４点セットになります。

●【遠赤外線ブランケット】×1点
●【LEDミニランタントーチライト】×1点
●【ウォーターバッグ】×1点
●【巾着リュック（リフレクター付）】×1点



カラー：ブラウン、ネイビー
サイズ：約1170 × 400mm
材　質：ポリエステル



カラー：シルバー、ブラック
サイズ：42 × 103 × 40mm
備　考：単４電池3本
（※商品には含まれておりません）

サイズ：295 × 250 × 30mm
容　量：2.8ℓ
備　考：食品衛生検査済



カラー：ブルー、ブラック
サイズ：約350 × 410mm
材　質：ポリエステル

※カラーの選択は当社にお任せください。

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
青学会館アイビーホール　2階ミルトス
TEL:03-3409-8181

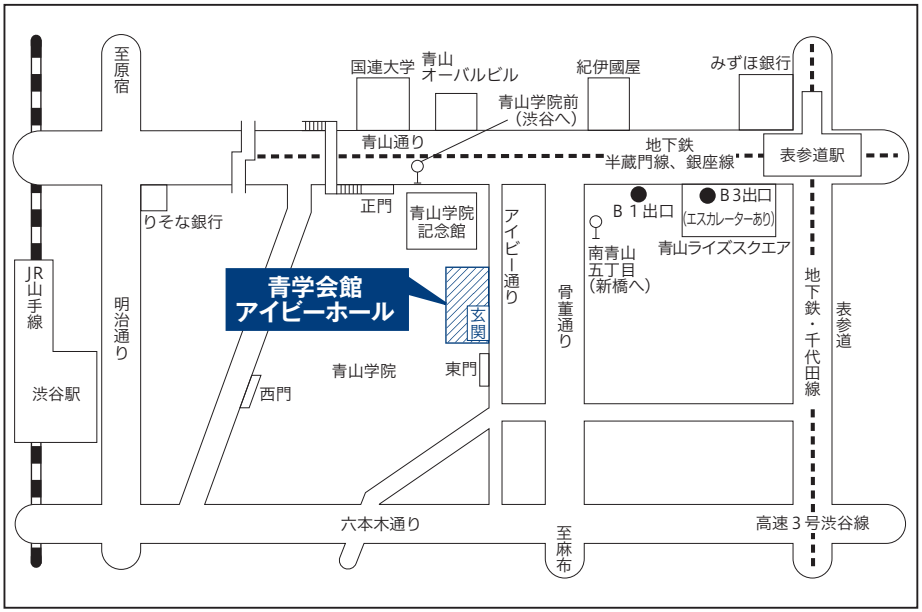

交　通　電車　地下鉄（銀座線・半蔵門線・千代田線）　表参道駅下車（B３出口より徒歩5分）
バス　都営バス　渋谷駅前→新橋駅北口　南青山五丁目下車
新橋駅北口→渋谷駅前　青山学院前下車

*会場には専用駐車場がございません。公共交通機関のご利用をお願いいたします。
*青山学院内（正門・西門・東門）は通り抜けできませんので、あらかじめご了承ください。